

提案第18号

その他事業について

その他事業について、次のとおり提案する。

平成16年6月10日

伊勢地区合併協議会
会長 加藤光徳

23 - 22 その他事業について

- 1 名誉市町村民証衡（選考）委員会については、伊勢市の例により調整する。
- 2 総合計画については、合併後速やかに、新市建設計画との整合性を図りながら、策定する。
- 3 総合計画審議会については、伊勢市の例により調整する。
- 4 活性化活動事業補助金については、小俣町の例により調整する。
- 5 監査委員の設置、定数及び報酬については、伊勢市の例により調整する。

伊勢地区合併協議会 協議事項調整内容表

協定項目	23 - 2.2 その他事業			関係項目	
事務・事業制度名等				担当部会名	
調整の内容	1 名誉市町村民証(選考)委員会については、伊勢市の例により調整する。 2 総合計画については、合併後速やかに、新市建設計画との整合性を図りながら、策定する。 3 総合計画審議会については、伊勢市の例により調整する。 4 活性化活動事業補助金については、小俣町の例により調整する。 5 監査委員の設置、定数及び報酬については、伊勢市の例により調整する。				調整内容確認日
					平成 年 月 日
担当部会	秘書部会				
4 市 町 村 の 現 状					
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	具体的な調整内容	
1. 名誉市町村民証(選考)委員会 伊勢市名誉市村民証委員会 (諮問事項) 名誉市民の称号を受ける者の推せんに関する こと 待遇に関すること 名誉市民であることの取り消しに関する こと (委員構成) 10人以内で次に掲げるもの 市の議会の議員 教育委員会の代表者 農業委員会の代表者 商工会議者の代表者 その他市長のおいて特に必要と認め た者 (委員報酬) 日額 6,000円	二見町名誉町村民証委員会 (諮問事項) 名誉町民の称号を受ける者の推せんに関する こと 待遇に関すること 名誉町民であることの取り消しに関する こと (委員構成) 10人以内で次に掲げるもの 町の議会の議員 教育委員会の代表者 農業委員会の代表者 商工業関係の代表者 その他町長のおいて特に必要と認め た者 (委員報酬) 日額 7,100円	小俣町名誉町民選考委員会 (諮問事項) 名誉町民の称号を受ける者の推せんに関する こと 待遇に関すること 名誉町民であることの取り消しに関する こと (委員構成) 10人以内で次に掲げるもの 町の議会の議員 教育委員会の代表者 農業委員会の代表者 商工会の代表者 その他町長のおいて特に必要と認め た者 (委員報酬) 日額 6,350円	該当なし	伊勢市の例により調整する。	
担当部会	企画部会				
4 市 町 村 の 現 状					
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	具体的な調整内容	
2. 市町村総合計画について 第6期伊勢市総合計画 内容 「交流と連携」を基調にし、成長型社会から成熟型社会へとシフトを移しつつある社会情勢に対応する。また、市民がまちづくりの主権者となる「市民社会の創造」を手法の大前提に据える。 策定サイクル ・基本構想10年 ・基本計画5年 基本計画の改定に合わせて基本構想も改定している 目標年次 ・基本構想 平成22(2010)年度 ・基本計画 平成17(2005)年度	第5次二見町総合計画 内容 町民提案や意見などで示された「二見の優れた自然環境や個性を生かした風格のあるまちづくり」を目指し、「新しいふるさとづくり」を大きく進めるため、将来ビジョン・構想を明確にしている。 策定サイクル ・基本構想10年 ・基本計画5年 基本計画の改定時に基本構想は改定していない。 目標年次 ・基本構想 平成22(2010)年度 ・基本計画 平成17(2005)年度	第4次小俣町総合計画後期基本計画 内容 「人づくり、地域づくり、まちづくり、交流・連携」を4つの柱として、町民と行政が一体となって、進むべきまちづくりの共通の目標を具体的に創り出し、まちづくりへの町民の参加・参画をより活発にし、行政の総合性と計画性の確保を目指す。 策定サイクル ・基本構想10年 ・基本計画5年 総合計画を5年間の基本計画終了時に見直す 目標年次 ・基本構想 平成19(2007)年度 基本計画 平成19(2007)年度	第4次御園村総合計画(後期) 内容 村民と行政の共同作業で「御園村づくり」を進めるための指針であり、21世紀に向けた御園村のあるべき姿、進むべき方向を定め、現状に照らし合わせた問題点と、それを解決し望ましい姿とするための施策を明らかにしている。 策定サイクル ・基本構想10年 ・基本計画5年 目標年次 ・基本構想 平成17(2005)年度 ・基本計画 平成17(2005)年度	合併後速やかに、新市建設計画との整合性を図りながら、策定する。	

4 市 町 村 の 現 状				具体的な調整内容
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	
<p>3. 総合計画審議会について</p> <p>伊勢市総合計画審議会 目的 市の総合計画草案について、将来計画としてふさわしいかどうか審議する。</p> <p>委員構成 30名以内で次に掲げる者 ・市の区域内の公共的団体等の推薦を得た者 ・知識経験を有する者 ・その他市長が特に認める者</p> <p>委員報酬 日額 6,000円 市外在住者は交通費を実費支給</p> <p>実績(第6期審議会) 第1回 役選、講演会 第2回 講演会 第3回 フリーターキング、ワークショップ 第4回 まちづくりの骨格を検討 第5回 素案検討 第6回 素案検討 第7回 修正案検討 第8回 市長に答申 H13.3.23 基本構想議決</p> <p>総合計画を5年間の基本計画終了時に改定。次回改定は、H17年度末。</p>	<p>二見町総合計画推進委員 目的 町の総合計画草案について、将来計画としてふさわしいかどうか審議する。</p> <p>委員構成 13名以内で次に掲げる者 ・区町会 ・漁業組合 ・農業者代表 ・観光協会会長 ・婦人会長 ・まちづくり検討会議代表 ・学識経験者 ・県職員 ・町職員</p> <p>委員報酬 無報酬</p> <p>実績(第5次総合計画) まちづくり研究会を開催(8回) 町民意識調査開催(1回) まちづくりセミナー開催(1回) まちなみウォークラリー開催(1回) ふたみこども会議開催(1回) H12.3 基本構想議決</p>	<p>小俣町総合計画審議会 目的 町長の諮問に応じ、総合計画に関する必要事項を調査・審議する。</p> <p>委員構成 20以内で次に掲げる者 ・町教育委員会の委員 ・町農業委員会の委員 ・町の区域内の公共的団体の役職員 ・学識経験を有する者</p> <p>委員報酬額 日額 6,350円</p> <p>実績(第4次後期計画審議会) 第1回 委嘱状交付、役選 第2回 住民アンケート・小中学生の作文募集、まちづくり提言会議中間報告 第3回 住民アンケート調査結果概要報告、前期施策評価ほか 第4回 素案検討 第8回 素案検討</p> <p>総合計画を5年間の基本計画終了時に見直す。</p>	<p>御園村総合計画審議会 目的 村の総合計画草案について、将来計画としてふさわしいかどうか審議する。</p> <p>委員構成 25名 ・村の区域内の公共的団体代表者 ・知識経験を有する者 ・その他村長が必要と認められた者</p> <p>委員報酬 日額 6,800円</p> <p>実績(第4次後期審議会) 第1回 役選、概要説明 第2回 ヒアリング 第3回 素案(草稿)打合せ 第4回 諮問 第5回 答申 H13.3.15 基本計画議決</p>	<p>伊勢市の例により調整する。</p>
<p>4. 活性化活動事業補助金について</p> <p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>活性化活動事業補助金</p> <p>(補助目的) 地域のリーダー的な活動を行うグループに助成し、町の活性化を図る。</p> <p>(補助対象者) 地域グループ(町内の1地域に限らず町内全域も含む。)</p> <p>(補助対象経費) 地域グループによる研修活動及び、積極的なイベントを実施する際の、企画・事業実施(ソフト事業に限る)に要する経費(1で、助成する期間は3年間とする。を削除)。</p> <p>(補助率) 予算の範囲内で、補助対象事業費の8/10以内(10万円を限度とする。)</p> <p>平成15年度実績 (補助団体と補助額) ・オバタ・ジュニア・ハート 100,000円 ・プリズム 80,200円 ・オバタノーマライズ 79,000円 (補助総額) 259,200円</p>	<p>該当なし</p>	<p>小俣町の例により調整する。</p>

担当部会	監査部会			
4 市 町 村 の 現 状				
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	具体的な調整内容
<p>5. 監査委員の設置及び定数について</p> <p>地方自治法第195条により設置 (監査委員の構成) ・代表監査委員 1名 ・識見を有する監査委員 1名 ・議会選出の監査委員 1名 いずれの委員も非常勤</p> <p>任期:地方自治法第197条により4年</p>	<p>地方自治法第195条により設置 (監査委員の構成) ・識見を有する監査委員(代表) 1名 ・議会選出の監査委員 1名 いずれの委員も非常勤</p> <p>任期:地方自治法第197条により4年</p>	<p>地方自治法第195条により設置 (監査委員の構成) ・識見を有する監査委員(代表) 1名 ・議会選出の監査委員 1名 いずれの委員も非常勤</p> <p>任期:地方自治法第197条により4年</p>	<p>地方自治法第195条により設置 (監査委員の構成) ・識見を有する監査委員(代表) 1名 ・議会選出の監査委員 1名 いずれの委員も非常勤</p> <p>任期:地方自治法第197条により4年</p>	<p>伊勢市の例により調整する。</p>
<p>6. 監査委員の報酬について</p> <p>代表監査委員 241,400円(月額) 識見監査委員 193,900円(月額) 議選監査委員 58,000円(月額)</p> <p>共済費は代表監査委員分のみについて支出。 額は職員課の指定する単価。</p>	<p>識見監査委員 207,000円(年額) 議選監査委員 182,000円(年額)</p> <p>共済費は議会費において算定し支出。</p>	<p>識見監査委員 383,800円(年額) 議選監査委員 288,800円(年額)</p> <p>共済費の支出なし。</p>	<p>識見監査委員 210,000円(年額) 議選監査委員 176,000円(年額)</p> <p>共済費の支出なし。</p>	<p>伊勢市の例により調整する。</p>